

裁 決 書

審査請求人

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

処 分 庁

うるま市長 中村 正人

(所管部課：都市建設部 維持管理課)

審査請求人が令和〇年〇月〇日に提起した処分庁による屋慶名地区旅客待合所利用許可申請書の処分に係る審査請求（「屋慶名地区旅客待合所利用許可申請に関する処分についての審査請求事件R3-1」）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁であるうるま市長（所管部課：都市建設部維持管理課）は、金武湾港屋慶名地区旅客待合所（うるま市与那城屋慶名1519番地の2）（以下「屋慶名地区旅客待合所」という。）を老朽化等により閉鎖しており、安全管理に問題があることを理由に令和〇年〇月〇日、屋慶名地区旅客待合所の利用を不許可（以下「本件処分」という。）とした。
- 2 審査請求人は、本件処分を違法であるとして、令和〇年〇月〇日付、うるま市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

屋慶名地区旅客待合所が連絡船の廃止、津堅航路の移管、遊漁船組合の解散等による利用者の減少、老朽化等により閉鎖しており、当該待合所の安全管理に問題があることを理由に当該待合所の利用を不許可としたことは、法令等の根拠がなく無効であり、違法であるとして、その取消しを求めるというものである。

2 処分庁の主張

屋慶名地区旅客待合所は行政財産で、うるま市公有財産規則（平成19年うるま市規則第11号）第21条第1項の基準に基づき手続しており、違法な点はないと主張しているものである。

理 由

行政庁の処分に不服がある者につき審査請求が認められるところ（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条）、審査請求人につき「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139条）第9条第1項）と認められるか、以下検討する。

審査請求人が提出した旅客待合所利用許可申請書において、船舶関係事務室及び購買施設の利用期間が令和〇年〇〇月〇日から同年〇〇月〇〇日までとの記載があり、現在において利用期間を徒過していることから、審査請求人は「法律上の利益を有する者」とは認められない。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年7月27日

審査庁 うるま市長 中村 正人

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を被告として（訴訟において〔審査庁の所属する国又は地方公共団体〕を代表する者はうるま市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。